

平成22年4月1日、「保険法」の施行に伴い、 保険・共済のルールが新しくなりました。

平成22年4月1日から、保険・共済契約に関する基本的なルールを定めた「保険法」という新しい法律が施行されました。この法律は、保険・共済契約全般に適用されるもので、契約者等の保護を目的としております。

当組合の共済契約もこの対象となり、平成22年4月1日以降に保障を開始する共済契約（更新継続を含みます。）から、「保険法」に対応した約款に変更いたしました。なお、同法の一部の規定は、法律が施行される前にご契約いただいた共済契約についても適用されることとなりました。

このことに伴い、当組合では下記の対応を実施いたしますので、お知らせ申し上げます。

① 共済契約満期時における自動継続のご案内を実施いたします。

これまで当組合では、共済期間満了の日から2週間前までに、ご契約者から特にお申し出のない場合に限り、ご加入の共済契約を更新継続（自動更新）とさせていただいておりました。

平成22年4月1日以降に開始する共済契約（継続扱い分）については、事前に、ご加入の「共済制度（種類）」、「被共済者（保障の対象者）」等契約内容をご案内の上、変更等のお申し出のない場合に限り、更新継続（自動更新）とさせていただきます。

② 保険法施行に伴い、約款を改訂いたしました。

■共済契約締結時の告知に関するルールの見直し

追加契約の際の告知について、共済契約者、被共済者の方にも分かりやすい、質問応答方式に変更いたしました。

■共済金の支払時期に関する規定の新設

共済金支払の遅延を防止するため、適正な調査期間について定め、これを経過した時からは、履行遅滞の責任を負担いたします。

■その他、保険法の趣旨・規定に合致した改訂

その他、保険法の趣旨、規定に合致した改訂を実施いたしました。

なお、約款の詳細については、更新継続（自動更新）後に発送させていただきます新たな「共済契約約款」と、「保険法施行に伴うご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

※「保険法」の施行に伴う各種改訂については、契約者等に不利益となる改訂はございません。

約100年ぶりの法改正、「保険法」施行によって保険・共済契約のルールは、こう変わります！

共通の内容

特に重要な項目

告知義務

- 共済契約者等の告知義務は、「質問応答義務」となります。
- 告知義務違反で契約を解除した場合、解除前に発生した事故の取扱いに「因果関係不存在の特則（注）」が適用されず。



共済金支払時期《履行期》

- 所定の期日までに共済金を支払わない場合、当組合は共済金の支払いについて、遅滞の責任を負います。



重大事由による解除

「故意の事故招致」など、当組合の信頼を損なう事由がある場合、当組合は契約を解除できます。

共済金の返還

契約の解除・無効・取消の場合、領収した保険料は原則として返還します。

消滅時効

共済金請求権等の消滅時効期間は3年になります。

解除の効力

解除の効力は、「解除した時から将来に向かって」生じることとされています。

個別の内容

ヒトの共済 中小企業共済＜傷害疾病定額保険契約＞

被共済者の同意

被共済者が共済契約者以外の者である場合、原則として被共済者の同意の取付けが必要です。

被共済者による解除請求

所定の条件を満たす場合、被共済者は共済契約者に対して、契約からの離脱（解除）を請求できます。

遺言による共済金受取人の変更

遺言によって、共済金受取人をへ変更することができます。



モノの共済 火災共済＜損害保険契約＞

通知義務（危険増加による解除）

- 通知義務違反で契約を解除できるのは、「故意または重過失で『遅滞なく』通知されなかった場合」となります。
- 通知義務違反で契約を解除した場合、解除前に発生した事故の取扱いに「因果関係不存在の特則（注）」が適用されます。

重複共済

重複した他の共済契約等がある場合、引受けしている保険会社や組合は按分ではなく、それぞれ責任額の全額を支払う義務があります。

超過共済

契約締結時の超過共済について、共済契約者は、超過部分を取り消して共済掛金の返還を請求することができます。

共済価額の減少

契約締結後に、共済価額が著しく減少した場合、共済金額・共済掛金の減額請求ができます。

（注）義務違反の事実と事故の発生に因果関係がない場合は共済金を支払うルールです。